

山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託に係る
公募型プロポーザル（企画・提案方式）募集要項

1 目的

山梨県立中央病院におけるドクターヘリの運航業務の委託にあたっては、提案内容が本県の実情にあった運航計画とされているか、安全確保については、ヘリコプターによる人員搬送飛行の実績を有するとともに、救急患者搬送飛行、救難救助飛行及び山岳飛行等の実績を有しているか、さらに安定的かつ継続的な運航体制が築かれているか等、運航事業者の資質等により業務内容の成果が大きく異なってくる。このため、山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託について、事業者からの企画・提案を受け（いわゆる、プロポーザル方式）、内容を評価したうえで最も優れた受託業者（候補者）を選定するものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務

(2) 委託業務場所

山梨県甲府市富士見 1-1-1（山梨県立中央病院）

(3) 委託業務概要

国中地域及び富士・東部地域圏における救命救急のためのドクターヘリ運航業務
（詳細は「山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託仕様書」による）

(4) 委託期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日まで

(5) 委託料限度額

年額 255,208 千円 以内（消費税及び地方消費税を含む）
※年間飛行時間 200 時間以上 300 時間未満を想定

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。なお、共同企業体で参加する場合は、構成するすべての事業者が（1）～（3）及び（9）に該当し、（4）～（8）は1社以上が該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 県税及び国税を滞納していないこと（県外事業者にあつては主たる事業者の所在都道府県税）
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項、第19条第1項、同第2項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第

154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者でないこと
- (5) 過去3年間において、運航する事業用機において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。
- (6) 航空法第100条第1項に規定する許可を有していること
- (7) 本業務の実施に必要な専任の人員(日本航空医療学会が主催する「ドクターヘリ従事者講習会」を受講終了した者が望ましい。)及び機体の確保が可能な者で、本業務の実施に必要な資格を有している操縦士・整備士・運航管理者の数と同数以上の雇用をしていること。
- (8) 航空運送事業の5年以上の実績があること
- (9) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められた場合に代替機体を配備するなど適切な措置を講じて、運航を継続させることが可能であること。
- (10) 経営状況が健全であること
- (11) 「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」(平成15年5月22日(社)全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会)を遵守していること。

4 参加申込み手続き

(1) 申込み受付期間

令和4年8月1日～令和4年8月12日 ※土・日曜日は持参による受付はしない。

(2) 申込みに必要な書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1)
- ② 資格要件確認書(様式2)及び付随する証明書・許可書等
- ③ 運航会社および運航従事者の経験資格等の詳細ガイドラインの遵守にかかる申告書(様式2-2)
- ④ 履歴事項全部証明書(発行後1年以内のもの。個人の場合は住民票謄本)
- ⑤ 印鑑証明書(発行後6ヶ月以内のもの)
- ⑥ 決算書(直近2ヶ年の貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの)
- ⑦ 会社概要等

(3) 提出部数 正本1部

(4) 申込み方法

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 企画経理課まで持参又は郵送(書留郵便に限る。)により申込むこと。ただし、持参の場合は土日祝日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日までに必着とすること。

5 資格要件の確認及び結果の通知

- (1) 4-(2)により提出された書類をもとに募集要項の資格要件を満たしているかを確認します。要件を満たさない場合は業務提案書(様式3)の提出ができません。
- (2) 申込者の資格要件の確認が終了したら、確認結果を速やかに申込者へ通知します。

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書受付期間

令和4年8月19日 午後5時必着

(2) 提出方法

質問書(様式4)により、持参又は郵送(書留郵便に限る。)あるいはFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、FAXの場合は必ず電話で提出先に受信されたか確認すること。

(3) 回答方法

回答をすべて取りまとめのうえ、速やかに各参加申込者に通知します。

7 業務提案書(様式3)の提出

(1) 提出期限

令和4年8月26日 午後5時必着

(2) 提出方法

「山梨県立中央病院ドクターヘリ運航業務委託プロポーザル業務提案書作成要領」に基づき、提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出部数

正本1部 副本10部

8 業務提案書の審査及び結果の通知

(1) 審査

審査にあたっては、特に次のことについての提案を評価します。

- ① 山梨県の実情にあった運航計画となっているか
- ② 運航の安全性は確保されているか
- ③ 安定的・継続的な運航体制となっているか
- ④ 今後の情勢の変化や現場からニーズに対応できる体制となっているか
- ⑤ 経営状況が健全であるか

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年9月下旬にすべての参加者に通知します。

9 書類の扱い

- ① 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類については、今回のドクターヘリ運航事業者選定の目的以外には使用しない。
- ② 書類の作成・提出に関する一切の費用については、提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、山梨県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は開示することがある。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますが、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式6号)を提出してください。
- (2) 次のいずれかに該当した場合、提案者は選定対象から除外もしくは運航事業予定者の内定を取り消す場合があります。
 - ① 提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
 - ② 契約締結までに資金事情の変化等により、ドクターヘリの運航事業の実施が困難であると当院が判断したとき。
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。
 - ④ 本要項「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案書に基づいて決定するが、プロポーザルの結果を受けて仕様書等に変更が生じる可能性があることから、受託者は当院と協議のうえ柔軟に対応すること。

プロポーザル日程

項目	期日
募集開始	令和4年8月 1日 (月)
参加申込書・資格要件確認書等の締切	令和4年8月12日 (金)
質問書の締切	令和4年8月19日 (金)
業務提案書の提出締切	令和4年8月26日 (金)
審査委員会 (プレゼンテーション及びヒヤリング)	令和4年9月14日 (水) 頃
審査結果通知	令和4年9月21日 (水) 頃